

横浜市環境学習農園事業実施要綱

制 定 平成 19 年 5 月 1 日環創農第 632 号（環境創造局長決裁）
最近改正 令和 6 年 3 月 28 日環創農第 1806 号（環境創造局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜みどりアップ計画に基づいて、次世代を担う児童、生徒等へ市内に残る農地や農業の大切さを伝えていくため、体験学習農園の設置・運営の継続性を担保し、環境学習や食育の活動を推進することを目的とする環境学習農園事業に関して必要な事項を定めるものとする。

2 取組にあたっては、緑の多様な機能を生かし、みどり豊かな美しい街を実現するとともに、脱炭素社会の実現と GREEN×EXPO 2027 の共感につなげるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

1 「環境学習農園」とは、農園開設者が児童、生徒等を対象に体験学習の一環として設置する農園で、市民農園整備促進法第 2 条第 2 項第 1 号ロに規定する農園利用方式に準じて開設される農園とする。また、主たる耕作と管理運営は農園開設者自らがを行い、入園者は環境学習や食育の一環として農作業の一部を行うために当該農園に入園するもので、農地の利用について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないものとする。

2 「農園開設者」とは、事業承認を受けて環境学習農園を開設する農地の所有者及び所有者と世帯を同一にする家族若しくは利用権又は賃借権を設定して開設する耕作者をいう。

3 「利用者」とは、横浜市内の学校等の児童、生徒等を中心とした団体をいう。

4 「横浜市内の学校等」とは、市立保育所及び市立小中学校又は横浜市内の県立特別支援学校又は民間保育所又は私立の幼稚園及び小中学校等をいう。

5 「市立保育所」とは、事業実施年度に横浜市保育所条例（昭和 26 年条例第 7 号）第 1 条第 2 項に規定されている、横浜市立の保育所をいう。

6 「市立小中学校」とは、事業実施年度に横浜市立学校条例（昭和 39 年条例第 19 号）第 3 条に規定されている、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校をいう。

7 「県立特別支援学校」とは、事業実施年度に神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和 39 年条例第 68 号）に規定されている特別支援学校をいう。

8 「民間保育所」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に基づき認可を受けた保育所をいう。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（以下「認定こども園法」という。）第二条に規定するもののうち、認定こども園法第 3 条第 1 項及び横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成 27 年 2 月横浜市条例第 2 号）に基づき認定を受けた認定こども園、認定こども園法第 17 条第 6 項及び横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号）に基づき認可を受けた幼保連携型認定こども園をいう。

9 「私立の幼稚園及び小中学校等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定するもののうち、同法第 4 条第 3 号に基づき神奈川県知事に認可を受けた私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学

校で横浜市内に設置されるものをいう。

(事業の実施期間)

第3条 農園開設者は、農園の継続性を確保するために、少なくとも5年以上、環境学習農園を開設するものとする。ただし、土地所有者及び農園開設者に相続等のやむを得ない事情が発生した場合は、この限りではない。

(事業対象地の要件)

第4条 環境学習農園を開設しようとする農地の要件は次のとおりとする。

- (1) 日照、排水等農園に適した土地であること。
- (2) 原則として公道に接していること。
- (3) 5年以上、環境学習農園の用に供することができること。
- (4) 近隣で体験学習を希望する利用者が見込めること。
- (5) 農地法等関係法令に違反していないこと。

(運営内容の要件)

第5条 事業対象地が畑の場合は年間2作2品目以上の栽培と収穫を行うものとし、事業対象地が水田の場合は水稻の栽培と収穫を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事情が生じた場合はこの限りでない。

(事業承認の申請)

第6条 環境学習農園を開設しようとする者は、環境学習農園事業承認申請書（第1号様式）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 環境学習農園事業計画書（第2号様式）
- (2) 案内図（開設場所を示した地形図等）
- (3) 施設配置図（区画割り、施設の配置を示した平面図等）
- (4) 事業対象地の登記簿謄本
- (5) 事業対象地の公図の写し等
- (6) 利用権設定した農地で開設する場合は、利用権設定に係る市報の写し。さらに、当該利用権が5年未満で終了する場合は、5年以上利用権を継続する旨の土地所有者の同意書
- (7) その他、市長が必要と認める書類

(事業承認の決定等)

第7条 市長は、事業承認の申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適切であると認められたときは、速やかに環境学習農園事業承認通知書（第3号様式）により、その旨を通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 農園開設者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認された事業の内容の変更を申請することができるものとする。

- (1) 事業の実施方法を変更する場合
- (2) 農園の面積を拡大・縮小する場合

(事業の中止・廃止)

第9条 農園開設者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認された事業の内容を中止・廃止を申請することができるものとする。

- (1) やむを得ない理由で環境学習農園の継続が困難になった場合。
- (2) 事業対象地の一部ないし全部が第4条に規定する要件に該当しなくなった場合。

(事業変更・中止・廃止承認の申請)

第10条 農園開設者は第8条及び第9条により事業の内容を変更又は中止もしくは廃止をしようとする場合は速やかに、環境学習農園事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）により、市長の承認を受けるものとする。

（事業変更承認の決定等）

第11条 市長は、前条による事業変更又は中止もしくは廃止の承認の申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、事業変更又は中止もしくは廃止の承認をすべきものと認められたときは、速やかに環境学習農園事業変更（中止・廃止）承認通知書（第5号様式）により、その旨を申請した者に通知するものとする。

（事業承認の取消）

第12条 市長は、事業承認された環境学習農園について、第4条及び第5条に規定する要件に該当しなくなったと認められたとき又は第20条に規定する報告義務を怠ったと認められたとき又は正当な理由なく環境学習農園事業を行わない場合、その是正について指導を行う。

2 市長は、農園開設者が前項の指導に従わない場合は、当該事業の承認を取り消すことができる。

3 市長は、第2項の規定による取消しをした場合は、事業承認取消通知書（第6号様式）により、当該農園開設者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

（農園整備）

第13条 環境学習農園には、児童生徒等が安全に農作業体験を行なえるように、必要に応じて次に掲げるほ場整備を実施するものとする。

- (1) 耕うん
- (2) 出入り口整備
- (3) 転落防止柵設置
- (4) その他、市長が必要と認めるほ場整備

（施設整備）

第14条 環境学習農園には、農園名を表示した看板を設置するものとする。

2 前項のほか、必要に応じて次に掲げる施設等を整備するものとする。

- (1) 区画割り及び各区画に通じる通路
- (2) 給水設備
- (3) 簡易な物置
- (4) その他、市長が必要と認める施設

（開設・運営に対する支援）

第15条 市長は、農園開設者に対して毎年度予算の範囲内において、環境学習農園の開設に係る施設整備の経費に対する補助金を交付する。

2 市長は、環境学習農園事業実施に際して、農体験・食育等の環境学習に関する指導について、農園開設者等に講師依頼をすることができる。

3 補助の内容等補助金交付に係る必要な事項は別に定めるものとし、講師謝金の支払対象者、講師依頼基準及び支払の基準は別表のとおりとする。

（利用契約）

第16条 農園開設者は、利用者の代表者と農園利用契約を締結するものとする。

（農園開設者と利用者の作業分担）

第17条 農園開設者は、農園の良好な管理に努め、年間作付け計画の策定、作付け位置の指定、耕うん、種苗の準備、施肥、ほ場整備及び利用者に対する指示等を行う。なお、これらの作業の一部を他の農家等に補助してもらうことも可能とする。

2 利用者は農園開設者の指示に従い、播種、植付け、管理作業の一部、除草、収穫

作業等、農作業の一部を継続して行う。

(事業の実施申出)

第 18 条 農園開設者等は利用者との協議のうえ、事前に環境学習農園事業申出書（第 7 号様式）の提出をもって、当該年度の環境学習農園事業の内容をあらかじめ市長に申し出るものとする。

(事業承認と講師の依頼)

第 19 条 市長は、前条の申出があった場合には、申出書により内容を確認し、適切であると承認したときは、講師依頼書（第 8 号様式）により、農園開設者等に対し事業承認の通知及び講師の依頼を行う。

(管理・運営事業の実施報告)

第 20 条 農園開設者等は、当該年度の環境学習農園事業完了後速やかに事業実施報告書（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認めるものについては、添付を省略させることができる。

- (1) 事業の実施が確認できる写真
- (2) 実施内容の詳細を記載した事業内容報告書（第 10 号様式）
- (3) その他市長が必要と認める資料

(謝金の支払)

第 21 条 市長は、前条の実施報告書の提出があったときは、実施報告書及び必要に応じ現地調査等により内容を確認し、適切であると認めるときは、事業実施時間に応じて別表に基づき謝金を支払うことができる。支払う謝金の額については講師謝金支払額通知書（第 11 号様式）により、農園開設者等に通知するものとする。

2 前項の謝金の支払は、農園開設者等からの口座振替依頼書（第 12 号様式）の提出に基づき速やかに行うものとする。

(広報・普及啓発への協力)

第 22 条 横浜市から横浜みどりアップ計画の広報や本事業の普及啓発のため、写真提供等の要請があったときは協力すること。

(個人情報に対する取扱い)

第 23 条 本事業は横浜市個人情報の保護に関する条例に基づいて適切に取り扱うものとする

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、環境学習農園事業に関して必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に横浜市環境学習農園事業実施要綱規定によりなされた申請、決定、その他の行為については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

[別表] 講師謝金の支払対象者、講師依頼基準及び支払の基準

<p>支払対象者</p>	<p>栽培指導にあたる農園開設者又はその経営体の構成員 ※農園開設者と申出者が異なる場合は委任状の提出が必要。</p>
<p>講師依頼 基準</p>	<p>農園開設者等が児童・生徒等に対して行う、次の(1)及び(2)の基準に該当する農体験・食育等の環境学習に関する指導について講師依頼をする。 (1) 農園開設者等が指導に参加していること。 (2) 学校等の正規の授業、施設の活動として実施されていること。 ※児童が参加しない場合や授業時間外の有志参加の作業は除く。</p>
<p>支払の 基準</p>	<p>1. 講師謝金の支払額については1時間あたり8,000円とする。 2. 支払上限は24時間までとする。 3. 講師謝金には、栽培・指導に係る種苗代、資材代、燃料代等の必要経費の負担を含む。</p>

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

環境学習農園事業承認申請書

横浜市環境学習農園事業実施要綱に基づき「横浜みどリアップ計画」による環境学習農園事業を実施したいので、要綱第6条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

環境学習農園事業計画書

1 事業対象地

所在地	面積 (㎡)	土地所有者氏名	登記簿地目	現況地目	都計区分	備考
合計						

2 開設内容

名称	
所在地	
開設者	
土地所有者	
運営開始予定	年 月 日
開設面積	㎡
栽培指導者	・開設者本人 ・その他（ ）
利用団体	
栽培作物	
備考	

〇〇〇第 号
年 月 日

住 所

氏 名

横浜市長

印

環境学習農園事業承認通知書

年 月 日に申請のありました次の「横浜みどりアップ計画」による環境学習農園事業については、横浜市環境学習農園事業実施要綱第7条の規定により、承認することに決定しましたので通知します。

名 称	
所 在 地	
開 設 者	
土 地 所 有 者	
運 営 開 始 予 定	年 月 日
開 設 面 積	m ²
栽 培 指 導 者	・開設者本人 ・その他（ ）
利 用 団 体	
栽 培 作 物	
備 考	

担当

(担当者名)

電話：

FAX：

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

環境学習農園事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日に〇〇〇第 号で事業実施承認を受けました「横浜みどりアップ計画」による環境学習農園事業を、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、横浜市環境学習農園事業実施要綱第10条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

変更（中止・廃止）の内容	
変更（中止・廃止）の理由	

〇〇〇第 号
年 月 日

住 所

氏 名

横浜市長 印

環境学習農園事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日に申請のありました「横浜みどりアップ計画」による環境学習農園事業の変更（中止・廃止）については、横浜市環境学習農園事業実施要綱第11条の規定により、承認することに決定しましたので通知します。

担当

（担当者名）

電話：

FAX：

〇〇〇第 号
年 月 日

住 所

氏 名

横浜市長

印

事業承認取消通知書

年 月 日〇〇〇第 号で事業承認しました「横浜みどりアップ計画」による環境学習農園事業については、次の理由により事業承認を取り消すことを決定しましたので通知します。

取り消しの理由

担当
(担当者名)
電話：
FAX:

年 月 日

横浜市長

申出者

住 所

氏 名

環境学習農園事業申出書

「横浜みどりアップ計画」による 年度環境学習農園事業について次のとおり実施いたしますので、関係書類を添えて事業実施申出書を提出いたします。なお、事業対象地を横浜みどりアップ計画による保全策を行う地域として、事業実施期間中は都市計画法に基づく開発許可の一部が制限されることに同意します。

1 事業目的

2 事業内容（作付作目等）

3 実施場所

4 利用者

（住所）

（団体名）

5 事業実施予定期間

6 事業実施予定時間 時間

7 その他

環境学習農園利用契約書の写し

農園開設者と申出者が異なる場合は委任状をご記入ください。

年 月 日

委 任 状

私は、〇〇〇〇を代理人と定め次の権限を委任します。

1. 年度環境学習農園事業の指導の実施及びそれに係る手続き、ならびに謝金の受領に関する一切の権限

委任者（農園開設者） 住 所

氏 名 印

受任者（申出者） 住 所

氏 名 印

〇〇〇第 号
年 月 日

（申出者）

住 所

氏 名

横浜市長

印

講師依頼書

年 月 日に申出のありました「横浜みどりアップ計画」による 年度
環境学習農園事業については、内容を確認し、適切であると承認しました。

つきましては、本事業を計画に基づき実施し、農体験・食育等の環境学習に関する
講師として指導していただくよう依頼いたします。

1 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 事業内容

3 実施場所

4 利用者

（住所）

（団体名）

5 講師依頼時間

時間

担当

（担当者名）

電話：

FAX：

年 月 日

横浜市長

申出者 住 所
氏 名

事業実施報告書

「横浜みどりアップ計画」による 年度環境学習農園事業について次のとおり実施したので報告します。

農園名 (開設場所)	
年度事業実績	
添付書類	・ 事業の実施が確認できる写真※1 ・ 事業内容報告書 ・ その他 ()

※1 横浜市の報告書・広報等に使用することがありますのでご了承ください

事業内容報告書

日付	指導内容	指導時間 (時間数) ※ 1
年 月 日		: ~ : (時間 分)
年 月 日		: ~ : (時間 分)
年 月 日		: ~ : (時間 分)
年 月 日		: ~ : (時間 分)
年 月 日		: ~ : (時間 分)
年 月 日		: ~ : (時間 分)
年 月 日		: ~ : (時間 分)
年 月 日		: ~ : (時間 分)
年 月 日		: ~ : (時間 分)
年 月 日		: ~ : (時間 分)
年 月 日		: ~ : (時間 分)
指導時間数総計		時間 分

※ 1 児童が参加しない場合や授業時間外の有志参加の作業は除く。

環境学習農園事業実施内容について、別表のとおりであることを確認しました。

(利用者)

住所 _____

団体名 _____

確認者 (又は担当者) _____

〇〇〇第 号
年 月 日

住 所

氏 名

横浜市長

印

講師謝金支払額通知書

年 月 日に実績報告書の提出のありました「横浜みどリアップ計画」
による 年度環境学習農園事業について、講師謝金支払額を通知します。

1 講師謝金支払額

¥ . -

2 内訳

8,000 円 (支払単価) × ____ 時間 (事業実施時間)

3 留意事項

- (1) 上記の講師謝金支払額から源泉徴収額 (10.21%) を差し引いた額を支払います。
- (2) 事業実施時間が支払上限の 24 時間を超える場合には、上限額を支払います。
- (3) 講義等の時間に 1 時間未満の端数が生じた場合には、30 分以下のときは謝金単価の半額とし、30 分を超えるときは 1 時間とします。

担当
(担当者名)
電話 :
FAX:

年 月 日

横浜市長

依頼人 住 所
氏 名
電話番号

印

口座振替依頼書

「横浜みどりアップ計画」による 年度環境学習農園事業に対する講師謝金の支払については、次のとおり振り込まれるよう依頼します。

次の口座に振り込み願います。

1 金融機関名

_____ 農協・銀行・金庫

_____ 本店・支店・本所・支所・出張所

2 口座番号

普通・当座 番号 _____

3 口座名義人

フリガナ

氏 名 _____

(振込先名義が請求者と異なる場合は、下記にもご記入ください。)
受領について上記のものに委任します。

(請求者)

印